

県有施設の一部利用再開について

令和2年5月15日
危機管理部

緊急事態措置の解除を踏まえ、利用を休止していた県有施設について、下記に従い一部施設の利用を再開することとします。

記

- 大規模なイベント等(屋内であれば100人、屋外であれば200人を超えるもの)を目的に使用する貸ホールなどについては、新規の予約受付を当面見合わせる。
- 屋内の運動施設については、当面使用を自粛する。
- その他の施設については、県外から大勢の人が集まる全国的かつ大規模なイベント等の開催を自粛するとともに、国の通知に基づいて作成した「特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和(事業再開)に当たっての感染防止対策の例(別紙)」を参考に感染防止対策を実施した上で、施設の使用を再開する。